

○うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱

平成30年6月6日

告示第106号

改正 令和元年5月7日告示第5号

令和2年5月28日告示第124号

令和4年8月1日告示第196号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市内において事業を営む企業等の商品開発に係る研究を支援するため、当該商品開発に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新商品の開発及び既存商品の高付加価値化を目的とした研究開発事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業と重複する事業の交付金を受け、又は受けようとする場合は、交付対象としない。

(補助金の交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) うるま市内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 補助対象事業の終了後もうるま市内で継続的な事業展開が見込める者
- (3) 国税、県税及び市税の滞納がない者

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条で規定する補助対象事業において必要となる経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料及び賃借料（共用機器の利用料及び施設利用料等）
- (2) 需用費（共用機器の利用に要する消耗品費、光熱水費等）
- (3) 原材料費（共用機器の利用に要する原材料費）
- (4) 役務費（原材料費の送料等）

- (5) 委託料（試験分析委託料等）
- (6) 報償費（共用機器の利用を目的とした講習会における講師への謝礼金）
- (7) 旅費（共用機器の利用を目的とした講習会における沖縄県外に在住する講師への航空運賃及び宿泊料）

2 前項第5号から第7号までの補助対象経費の合計額は、同項第1号から第4号までの補助対象経費の合計額を限度額とする。

（補助金の交付対象期間）

第5条 補助金の交付対象期間は、第8条第1項の規定による交付決定を受けた日から、その日が属する年度の2月末日までとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象事業1件当たり補助対象経費の4分の3以内の額とし、500万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、研究開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、研究開発支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定には、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の進捗状況報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、市長の求めに応じ、補助対象事業の進捗状況を研究開発支援事業進捗状況報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（産業財産権に関する届出）

第10条 交付決定事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実

用新案権、意匠権、商標権等を取得した場合又はこれらの譲渡権若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく研究開発支援事業産業財産権届出書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第11条 交付決定事業者は、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じたときは、遅滞なく研究開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない範囲の増減は除く。

（補助金の変更交付決定等）

第12条 市長は、前条の規定による承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を変更し、研究開発支援事業変更（中止・廃止）承認書兼補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定事業者は、補助対象事業の完了した日若しくは前条の規定による中止又は廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、研究開発支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の規定による実績報告の後においても市長の指示があるときは、補助対象事業に係る実績及び効果について報告しなければならない。

（補助金の交付額確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、研究開発支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該実績報告をした交付対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付決定事業者は、補助金の交付額の確定通知を受けたときは、研究開発支援事業補助金精算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の規定による決定の内容（第12条の規定による承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合

(2) 不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をした場合

(3) この告示に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合。ただし、交付決定事業者の責に帰すことができないと認められる場合を除く。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずることができる。

3 第1項の規定による返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(立入検査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

(補助金の経理区分)

第19条 交付決定事業者が補助金の交付を受けたときは、補助金に係る経費について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 交付決定事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象期間の終了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月18日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けた者の特例)

2 第3条第3号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の影響を受けた事業者等が、国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第3条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条に基づき、国税、県税及び市税の納税の猶予が認められた場合も、該当するものとする。

附 則(令和元年5月7日告示第5号)

この告示は、令和元年5月7日から施行し、改正後のうるま市研究開発支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年5月28日告示第124号)

この告示は、令和2年5月28日から施行し、改正後のうるま市研究開発支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年8月1日告示第196号)

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

所在地  
商号  
代表者名 ⑩

研究開発支援事業補助金交付申請書

研究開発支援事業補助金の交付を受けたいので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助対象事業費総額 金 円
- 4 補助対象事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

関係書類

- 1 補助対象事業計画書
- 2 補助対象経費収支予算書
- 3 履歴事項全部証明書
- 4 財務諸表（直近1か年の貸借対照表及び損益計算書）
- 5 国税、県税及び市税の完納証明書

様式第2号（第8条関係）

うるま市指令第 号  
年 月 日

所在地  
商号  
代表者名 様

うるま市長 

研究開発支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請があった研究開発支援事業補助金について、当該補助金の交付を決定しましたので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

うるま市補助金等交付規則及びうるま市研究開発支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

所在地  
商号  
代表者名 ⑩

研究開発支援事業進捗状況報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった研究開発支援事業補助金について、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助対象事業の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

研究開発状況（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

関係書類

補助対象事業進捗状況報告書（別紙）

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

所在地  
商号  
代表者名 ⑩

研究開発支援事業産業財産権届出書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった研究開発支援事業補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡権又は実施権の設定）をしたいので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡権又は実施権を設定する場合）

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

うるま市長 様

所在地  
商号  
代表者名 ㊟

研究開発支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった研究開発支援事業補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので承認くださるよううるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、申請します。

記

- |                       |        |   |
|-----------------------|--------|---|
| 1 変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額 | 金      | 円 |
| 2 変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額 | 金      | 円 |
| 3 変更（中止・廃止）予定日        | 年 月 日  |   |
| 4 変更（中止・廃止）理由         | 別紙のとおり |   |

※ 変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算書等）を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

うるま市指令第 号  
年 月 日

所在地  
商号  
代表者名 様

うるま市長 

研究開発支援事業変更（中止・廃止）承認書  
兼補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった補助対象事業について、当該事業の変更（中止・廃止）を承認し、下記のとおり補助金の交付額を変更しましたので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 1 変更前の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

うるま市長 様

所在地

商号

代表者名

㊞

#### 研究開発支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった研究開発支援事業補助金に係る補助対象事業が完了しましたので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

##### 関係書類

- 1 補助対象事業報告書
- 2 補助対象事業収支決算書
- 3 補助対象事業に係る支出を証する書類（写）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第14条関係）

うるま市達第 号  
年 月 日

所在地  
商号  
代表者名 様

うるま市長 

研究開発支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった研究開発支援事業について、審査の結果適正と認め、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

うるま市長 様

所在地

商号

代表者名

㊞

研究開発支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付けで交付額の確定通知を受けた研究開発支援事業補助金について、うるま市研究開発支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 精算払請求額 金 円
- 2 添付資料 研究開発支援事業補助金交付額確定通知書(写)

振込 口座	金融機関名		支店名	
	口座の種類		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第15条関係)